

小川町地域おこし協力隊(地域の魅力向上推進員)募集要項

1 募集目的

小川町は埼玉県西部に位置し、周囲を外秩父の山々に囲まれ、市街地の中央に槻川が流れています。史跡や街並みの風情から「武蔵の小京都」と呼ばれており、約 1300 年の歴史と伝統を誇る小川和紙、絹、建具、酒造りをはじめ、豊かな自然や有機農業など、地域の強みとなる魅力溢れる資源が豊富に存在します。

一方で、人口減少の緩やかな抑制や、今後、更に関係・交流人口を増加させ、町のにぎわいの創出を実現させるために、解決すべき課題もあります。

そこで、町が持つ地域資源の素晴らしさを効果的かつ効率的に活用し、町と一体となって地域課題の解決や地域の活性化に資する活動を行う人材を、地域おこし協力隊(地域の魅力向上推進員)として募集します。

2 活動概要、募集人数及び活動場所

委嘱日から一定期間(最長で3年間)、小川町地域おこし協力隊(地域の魅力向上推進員)として、コワーキングロビーNESTo(※)を中心に、次の活動を行います。

【活動概要】

- ① コワーキングロビーNESTo の運営支援、利用促進、利用者・入居企業・地域住民の連携促進、新しい働き方の PR
- ② 各種イベント・事業の計画・運営など
- ③ 町の現状及び課題把握のための情報収集
- ④ 積極的な情報発信・PR・プロモーション活動
- ⑤ その他、地域の魅力向上に資する諸活動

※LINE アカウント「小川町情報スモリバ」を活用した情報発信(地域の魅力や出来事等の取材も含む)に携わっていただく可能性もあります。

※ コワーキングロビーNESTo とは、官民連携の事業として町及び民間企業の4者が石蔵保存活用協議会を組織し、築100年の石蔵を改修しコワーキングスペース等として整備し運営を行っているテレワーク施設のことを指します。

・コワーキングロビーNESTo ホームページ

<https://nesto.work/>



【募集人数】 若干名

【活動場所】 コワーキングロビーNESTo(小川町大字大塚 7-4) ほか

3 募集対象

次の全ての条件を満たす方を対象とします。

- (1) 令和8年1月1日現在、20歳以上の方
- (2) 3大都市圏をはじめとする都市地域等から生活の拠点を移し、小川町内に住民票を異動できる方。ただし、地域おこし協力隊として委嘱を受ける前に既に町内に居住している方や既に住民票の異動を行っている方は、要件を満たさないものとします(要件等、詳しくはお問合せください)。
- (3) 令和8年10月1日までに隊員として着任できる方
- (4) 心身ともに健康で誠実に業務ができる方
- (5) 土曜日、日曜日及び祝日においても活動が可能な方
- (6) 普通自動車運転免許を有し、日常的な運転に支障のない方
(着任日までに取得見込みの方も含む)
- (7) パソコンの基本操作(ワード・エクセル・パワーポイント等)及び電子メール、SNS等の知識を有し活用できる方
- (8) 町や地域等の意向を尊重し、地域に馴染む意思のある方
- (9) 共に学び、地域振興活動に邁進する意欲のある方
- (10) 法令等を遵守し、公序良俗に反しない行動ができる方
- (11) 地方公務員法第16条に規定する欠格条件に該当しない方

4 活動時間

1日の活動時間は7時間45分を基本とし、1月の活動日数は原則18日とします。ただし、町長が必要と認めた場合、年間216日(1,680時間)を活動の上限として、月の活動日数や1日の活動時間を調整することができます。

5 任用形態・期間

小川町との雇用関係はありません。

そのため、健康保険料や国民年金等は個人で負担していただく形となります。任用期間は委嘱日から1年間とし、最長でも3年間となります。

6 報償

1時間当たり2,080円(任期中に改定する場合があります)

隊員の1月の報償は、当該の総活動時間に1時間当たり2,080円を乗じた額とします。ただし、この場合において1時間未満の端数を生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てます。

7 活動費

次に掲げる活動費を支給することができます。

(1) 住居に関する経費

① 賃貸住宅等に入居する際の礼金 上限12万円

小川町に転入する際に生じる礼金とする。ただし、その後の町内転居で生じる礼金については、同一の住所に1年以上居住していた場合に限り支給し、上限は6万円とする。

② 入居時に要する経費(火災保険料、クリーニング代、手数料、鍵交換代等)については、予算の範囲内で支給する。ただし、入居時に必須な経費を対象とし、任意で発生する経費及び退去時に返金が生じる経費は対象外とする。

③ 家賃、共益費、協力隊員の定住環境整備費用、協力隊員の活動拠点整備費用等 月額合計の上限6万円

(2) その他活動に要する経費(月額合計の上限5万円)

① 活動旅費等移動に要する経費

② 傷害保険料、損害賠償保険料

③ 作業道具、消耗品等に要する経費

④ 関係者間の調整、意見交換会、活動報告会等に要する経費

⑤ 協力隊員の研修に要する経費

⑥ 地域住民との交流や地域おこしに資する取組に必要な経費

⑦ 定住に向けて必要となる研修又は資格取得に要する経費

⑧ 定住に向けて必要となる活動に関する需要費(原材料等)

8 応募方法

(1) 提出書類

履歴書(市販のJIS規格形式 A4のものを使用し、顔写真(3か月以内に撮影したもの)を貼付)

(2) 住民票の写し

(3) 作文:氏名を記入し、「応募理由」・「活動概要への具体的提案」・「活動に活かしたい経験や特技」・「任期満了後のビジョン及びそこに至るまでの計画」の4つのテーマを含め、A4サイズ 1,600～2,000 字で記述してください。Word による記述も可能です。

(4) 募集期間

令和8年5月15日(金)～令和8年6月19日(金)必着

・ 持参又は郵送で受付けます。持参の場合、受付時間は土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分とします。

- ・ 提出された書類は返却しません。
※採用者が決定しない場合は、募集期間を延長することがあります。
- (5) 面接日(予定)
令和8年7月13日(月) ※書類審査を通過した方のみ実施
- (6) 応募・問合せ先
小川町役場 政策推進課 地方創生担当
〒355-0392 埼玉県比企郡小川町大字大塚 55 番地
電 話:0493-72-1221(内線 221)
E-Mail:ogawa103@town.saitama-ogawa.lg.jp

9 審査方法

- (1) 第1次選考
書類審査の上、審査結果を応募者全員に文書で通知します。
- (2) 第2次選考
第1次選考合格者を対象に、小川町役場庁舎で第2次選考(面接審査)を実施します。詳細は、第1次選考合格者にのみ選考結果通知の際にお知らせします。
- (3) 選考結果の報告
選考結果は文書で通知します。

10 その他注意事項

- (1) 町が実施する事業に変更等が生じた場合、今回募集を行う活動内容が変更となる場合がございます。
- (2) 応募、面接審査にかかる経費等(書類申請、通信費、交通費等)は、応募者の負担となります。選考の経過及び結果についてのお問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。